

本約款は、NR Iセキュアテクノロジーズ株式会社（以下「当社」という）が、お客様とセキュリティサービス（以下「本サービス」という）に関する契約（以下「本契約」という）を締結するにあたり、その条件を定めるものである。

第1条（セキュリティサービスの委託）

1. お客様は本サービスを当社所定の注文書に基づいて当社に申込みものとし、当社は申込みがあった場合、注文請書の提示をもってこれを承諾する。
2. 当社による注文請書の提示をもって、本契約が成立するものとする。なお、注文書および注文請書を合わせて以下「注文書等」というものとする。
3. 前二項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当社はおお客様の申込みを承諾せず、注文請書を提示しない場合がある。
 - （1）注文書に虚偽の事実が記載されていたとき。
 - （2）本契約のサービス料金等債務の支払いなど、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあるとき。
 - （3）当社の業務遂行上、または技術上著しい困難があるとき。
 - （4）当社設備に対して、その動作を妨害する行為を行うおそれがあるとき。
 - （5）お客様またはお客様の構成員が、いわゆる反社会的団体に属している、あるいは取引しているとき。
 - （6）その他当社が契約締結を適当でないと判断したとき。
4. お客様が電磁的方法により契約を締結することを希望する場合、注文書等は電磁的方法により交付されるものとする。この場合、お客様および当社は、電磁的方法により交付された注文書等を原本として取り扱う。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは準委任型のサービス（履行割合型）であり、本約款に基づいて提供される。本サービスの具体的内容は、注文書等に記載のとおりとする。
2. お客様は、本サービスがおお客様のシステムへの侵入活動や疑似攻撃を伴う場合があることを承認し、本サービスに協力するとともに、当社の業務の遂行が円滑に行なわれるよう配慮する。
3. 本約款は随時変更される場合があるものとする。ただし、お客様との契約期間中に変更がなされた場合、当該変更は、次の契約時または契約更新時（自動更新の場合を含む）から適用されるものとする。

第3条（再委託）

当社は本サービスのサポート業務を当社が選択する第三者に対し、当社の責任において再委託することがある。ただし、その場合も、当社は本契約の当事者としての責任を免れないものとする。

第4条（お客様の協力）

お客様は、当社が本サービスを実施するにあたり必要となる資料、情報等（以下「資料等」という）をお客様の責任で提供する等の協力を行うものとする。

第5条（報告）

当社は注文書等に基づき本サービスを実施した結果を、お客様に報告するものとする。

第6条（サービス料金および支払方法）

本契約のサービス料金および支払い方法は、注文書等記載の通りとする。注文書等に、支払い方法に関する特段の記載がない場合、お客様は当社指定の銀行口座にサービス料金を振込むことにより支払いを行うものとする。なお、振込手数料はお客様の負担とする。

第7条（当社の責任およびお客様の責任）

1. 当社は本サービスを、信義を旨とし、誠実に履行するものとする。

2. 本サービスの実施に伴い、当社は、サービス対象システムまたは関連システムに障害が生じないように努力するものとするが、お客様は、本サービスの性質上、これらに障害が生じる可能性があることを了解するものとする。

3. 本サービスは、特定の資格・認証等の取得や維持、またはサービス対象システムにおけるすべての脆弱性を発見することを保証するものではない。

4. サービス対象システムが第三者の所有または提供するシステム上に存在する場合、お客様は自らの責任において、本サービスの実施に関して当該第三者の承諾を得るものとし、本サービスの実施に関して当該第三者との間で何らかの紛争が生じた場合、お客様が自らの責任において対応し、解決するものとする。

5. お客様が本サービスの利用にあたってお客様以外の者の情報を当社に提供する場合、お客様は自らの責任において、当該情報主体の承諾を得るものとし、当該情報の提供に関して情報主体との間で何らかの紛争が生じた場合、お客様が自らの責任において対応し、解決するものとする。

6. お客様は、本サービスの利用につき、サービス対象システムが存在する国または地域の法令を遵守する責任を負うものとする。

第8条（期日の延期）

当社が第5条に基づき定められる期日までに本サービスの成果を報告できないときは事前に遅延理由等を付してお客様に申し出るものとし、その承諾を得た場合は、期日を延長することができる。

第9条（解除）

1. お客様または当社は、相手方に次の各号に掲げる事由の1が生じたときには、何ら催告することなく相手方に対する一方的な通告をもって直ちに本契約を解除あるいは解約することができるものとする。

（1）お客様が本サービス料金の支払いを怠ったとき

（2）お客様が当社の業務遂行を妨げる行為または当社の電気通信設備等に支障を及ぼすおそれのある行為を行なったとき

（3）支払の停止または差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき

（4）任意整理に着手したとき

（5）手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（6）公租公課の滞納処分を受けたとき

（7）監督官庁による営業許可の取消処分があったとき

（8）廃業、転業あるいは重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行なったとき

（9）資産、信用または事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になる虞があると認められる相当の理由があるとき

（10）自らまたは第三者を介して、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき

（11）自らとその役員、重要な地位の使用人、主要な株主、本契約に関する再委託先もしくはこれらに準ずる者等（以下あわせて「自己の経営関係者等」という）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、または自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき

2. 前項各号の事由の1が生じた場合、お客様は期限の利益を喪失し、その時点における全債務を弁済するものとする。また、当社が直ちに本契約を解除しないとしても、書面によって解除権を放棄しない限り解除権は消滅しないものとする。

3. 当社は、本契約の全部または一部が解約または解除された場合であっても、受領済みのサービス料金を返金しないものとする。ただし、当社事情により本サービスを終了する場合は、受領済みのサービス料金のうち残余期間分をお客様に返還するものとする。

第10条（損害賠償）

当社は、本契約に基づき免責される場合を除き、その責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合には、本契約のサービス料金（利用料金が月額払いの場合は損害の発生した当該月の月額料金相当額、年額払いの場合は損害の発生した当該年度の年額料金相当額、一括払いの場合は一括払い金額相当額とする）を上限としてお客様の通常かつ直接の現実損害について賠償の責に任ずるものとする。

第11条（権利譲渡の禁止）

お客様は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。

第12条（成果の取扱い）

1. 本サービスにおいて当社がお客様に提供する一切の成果に関する知的財産権は当社が留保する。
2. 前項にかかわらず、お客様は、本サービスの成果を、自己の社内において自由に利用できるものとする。ただし、第三者にこれを開示する場合は、当社の事前の書面による承諾を要する。

第13条（守秘義務）

1. お客様および当社は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、次の各号の一に該当する情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の履行のためのみに使用するものとし、契約期間終了後（解除等により契約期間終了前に本契約が終了した場合には本契約終了後）2年間、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

（1）秘密である旨が明示された書面その他の有体物により提供された情報

（2）秘密である旨を告知したうえで口頭、映像等の前号以外の方法により開示され、かつ、当該開示後7日以内に秘密である旨を明示した書面により提供された情報

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

（1）開示のときに既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報

（2）開示後、被開示者の責によらず公知となった情報

（3）被開示者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報

（4）被開示者が独自に開発した情報

3. 第1項の規定にかかわらず、お客様または当社が相手方から開示を受けた秘密情報につき法令および証券取引所の規則（以下合わせて「法令等」という）に基づく開示請求を受けた場合、相手方に対して当該請求があった旨を遅滞なく通知したうえで、法令等により要求される範囲で当該秘密情報を開示することができるものとする。

第14条（第三者のサービス）

本サービスに第三者の製品・ソフトウェア・サービス等（以下合わせて「第三者サービス等」という）が含まれる場合、第三者サービス等の提供条件は、提供元である第三者の当社に対する提供条件と同一とする。本約款と当該第三者の提供条件とが矛盾抵触する場合には、当該第三者サービス等の利用に関する部分に関しては後者が優先して適用される。第三者サービス等の全部または一部が中断、停止、中止、廃止または変更された場合、当該部分につき当社がお客様に提供する本サービスも中断、停止、中止、廃止または変更される場合があるものとする。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および当社は、本契約締結時点において、互いに相手先に対し、自己または自己の役員、重要な地位の使用人、主要な株主または主要な取引先が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等およびその他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という）に該当しないこと、反社会的勢力の維持または運営に協力または関与していないこと、および次の各号のい

ずれにも該当しないことを表明する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員、重要な地位の使用人または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. お客様および当社は、自らまたは第三者を介して、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしないものとする。

第16条（不可抗力）

当社は、次の各号に掲げる事由または当社の支配を超えたその他の事由によりお客様または第三者が蒙った損害（サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失または損壊等の損害を含む）については、その責を負わないものとする。

(1) 地震、火災、落雷、風水害、疫病（新型コロナウイルスおよび新型インフルエンザ等の感染症を含む）、電子計算機、通信回線の障害、電力事故、輸送機関等の事故または保全、法令制度の改廃または公権力による命令処分、戦争、内乱その他の天災地変等、当社の支配を超えた事由により生じる損害。

(2) 本サービスに対する第三者による侵害のため、本サービスが正常に提供できないことによる損害。

(3) 当社の責によらない第三者のハードウェア、ソフトウェアおよびネットワークの不具合・障害等による損害。

(4) お客様による操作の結果、またはお客様の指示に従った結果として生じる損害。

(5) お客様またはその指定する者が設置、維持管理する機器装置の不具合・障害等に起因する損害。

(6) 当社以外の者（お客様を含むがこれに限らない）が提供する情報・データ等の誤謬に起因する損害。

(7) お客様のシステムまたはネットワークの不具合・障害等に起因する損害。

(8) トランザクションの集中による損害。

(9) お客様が第4条に定める義務に違反したことに起因する損害

第17条（輸出等の措置）

お客様は、本サービスの成果を海外に持ち出しましたは非居住者に提供する場合、外国為替および外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、経済産業大臣の輸出許可を取得するなどの適正な手続きをとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要な場合も同様とする。

第18条（存続条項）

本契約第10条乃至第13条および第16条乃至21条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第19条（準拠法および裁判管轄）

1. 本契約は日本法に準拠する。

2. 本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第20条（追加条件）

ご利用いただく本サービスによって、当社が別に定める1つまたは複数の追加条件（以下「追加条件」という）が適用される場合がある。追加条件で使用される用語は、追加条件に特段の定めがない限り本約款中に使用されるものと同一の意味を有する。また、本約款の条件と追加条件との間に矛盾または相違がある場合、追加条件が優先して適用されるものとする。

第21条（全合意）

本約款はお客様と当社の本サービスの提供条件に関する完全な合意であり、本契約の成立以前の他のすべての表明、交渉、連絡または通知に優先して適用される。本約款の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本約款のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持するものとする。

第22条（協議）

本約款に定めのない事項または本約款に関して疑義が生じた場合には、双方が誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上

特定サービスに関する追加条件

1. 以下に掲げる特定サービス（以下「特定サービス」という）では、お客様が直接管理を行っていない、お客様の子会社および関連会社（以下「お客様グループ会社」という）のシステムを対象とする場合がある。
2. 当社は、お客様グループ会社の事前の承諾を得たうえで特定サービスを実施するものではない。特定サービスの実施に関して第三者との間で何らかの紛争が生じた場合（特定サービスのサービス対象システムを管理するお客様グループ会社から当社に対して何らかの問い合わせ、請求等がある場合を含む）はお客様が自らの責任において対応し、解決するとともに、当社に生じた損害を賠償するものとする。
3. お客様は、特定サービスのサービス対象システムを管理するお客様グループ会社に特定サービスの成果を利用させることができるものとする。ただし、お客様グループ会社に本約款および本追加条件について遵守させること、およびお客様グループによる成果の利用についてお客様が当社に対して責任を負うことを条件とする。

<追加条件が適用される特定サービス>

- Webサイト群探索棚卸サービスGR360
- 脅威情報調査